

岡山市母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業のお知らせ

■ 高等職業訓練促進給付金事業の制度について

ひとり親家庭の親が、就職の際に有利で、生活の安定につながる資格を取得するため、6か月以上の養成訓練機関・講座に通う場合、支給要件を満たせば、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）や高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を給付します。

注 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金事業の対象となりません。

■ 対象となる資格

- 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他 6 か月以上の修業期間を要する国家資格
- 雇用保険制度の「一般教育訓練給付」「特定一般教育訓練給付」「専門実践教育訓練給付」の指定講座のうち6か月以上の修業期間を要する指定講座により取得する資格
※ただし、一般教育訓練給付の指定講座は、CAD、Web デザイナー、MOS 資格など情報関係に限る。

■ 支給要件

岡山市内にお住まいの 20 歳未満のお子さんを養育している母子家庭のお母さんまたは父子家庭のお父さんで、次の要件のすべてに該当する方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
ただし、申請者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合でも、その後1年間に限り、引き続き対象とする。
- ② 就職を容易にする必要な資格として指定する対象資格を取得するため、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、その対象資格の取得が見込まれること。
- ③ 就業又は育児と修業を同時に行うことが困難であること。
- ④ 過去に高等職業訓練促進給付金（平成 25 年度までは「高等技能訓練促進費」）を受給していないこと。
- ⑤ なお、父子家庭の父については、平成 25 年 4 月 1 日以降に養成機関において修業を開始した者であること。

※修業期間中に上記の支給要件に該当しなくなった場合は支給の対象になりません。

（児童が 20 歳を超えた場合など）。

※入学開始時及びカリキュラム修了時ともに支給の要件を満たしていることが必要です。

■ 支給開始月

- ② 訓練促進給付金 支給申請を受けた日の属する月分からの支給
- ② 修了支援給付金 修了日以後に支給

■ 給付の対象期間

資格取得のために通常必要な修業期間に相当する期間（上限3年、ただし資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等については4年）

■ 給付額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000 円（最終1年間は 140,000 円）	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円（最終1年間は 110,500 円）	25,000 円

■ 給付を受ける手続き

①就労相談（事前）→②制度の説明→③申請手続き→④申請受理・審査→⑤決定通知

①就労相談 ②制度の説明

お住まいの福祉事務所の母子・父子自立支援員に、電話等で問い合わせ後、面談日時を事前にご予約の上、お越しください（既に対象資格のカリキュラムを受講中の場合は、速やかにご相談ください）。支給要件や手続き方法について、ご説明いたします。

③申請手続き

就労相談や制度のご説明などで、支給要件を確認させていただいた後、手続き方法をご案内いたします。

【新規申請時】必要書類 ※◎…必須 ○…状況に応じ省略可	児童扶養手当受給者	その他の方
「母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書」	◎	◎
「母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業利用計画書①」	◎	◎
申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本（抄本） ※1	◎	◎
世帯全員の住民票（省略のないもの） ※1	○	○
児童扶養手当証書の写し	○	—
「養育費に関する申告書」	—	○
申請社の前年又は前々年若しくは3年前の所得額がわかる課税証明書 ※1 ※2 ※3	○	○
申請者と同じ世帯の方（※4）の課税証明書税証明書）※1 ※2	○	○
養成機関発行の在籍証明書（申請月発行のもの）	◎	◎
養成機関の年間スケジュールの写し（夏休み等休暇期間のわかるもの）	◎	◎
「生活状況・修業調書」（母子・父子自立支援員が作成）	◎	◎

※1…おおむね申請前1ヶ月以内に交付されたもの。

※2…8月から12月に申請する場合は前年の所得の額がわかるの、1月から7月の間に申請する場合は前々年中の所得の額が分かるもの。

（例）令和6年4月に申請する場合は、令和4年の所得が分かるもの（令和5年度課税証明書）

※3…申請者が児童扶養手当受給相当の所得を超えた場合にあってはその前年の所得がわかるもの。

（例）令和6年4月に申請する場合に、令和4年の所得が児童扶養手当受給相当の水準を超えている場合には令和3年の所得がわかるもの（令和4年度課税証明書）

※4…扶養義務者（三親等内の「直系血族および兄弟姉妹」）のうち、申請者と生計同一の者をいう。住民票上の世帯が別でも生活上の家計に一体性がある者は含まれる。

※ 申込時の注意：国の類似制度との併用について

国の修学支援新制度（授業料と入学金の免除/減免（以下「授業料等減免」という。）と国の給付型奨学金の支給の支援対象者は、高等職業訓練促進給付金を受ける場合には給付型奨学金を受けることができません。（高等職業訓練促進給付金と授業料等減免の併用は可能です。）

国の給付型奨学金の申請自体は可能です。高等職業訓練促進給付金と国の給付型奨学金の両方の認定を受けた場合、給付型奨学金については認定後に支援の「停止」を申し出ることが必要です。その後、在学中に給付型奨学金の支援が必要になる場合は支援停止の「解除」を申し出ることができます。

高等職業訓練促進給付金の受給者が給付型奨学金の支給を受けた場合には、給付型奨学金を返納することになりますので、必ず「停止」の申し出を行ってください。

■ 給付決定した後

(1) 状況報告書（毎月）等の提出

毎月、翌月の10日までに、出席の状況等についての状況を報告する書類（「状況報告書」）と、訓練促進給付金の請求書を、提出してください。6月・9月・12月の状況報告書には、翌月1日以降に発行された在学証明書を添付してください。

【訓練促進給付金受給中に提出する書類】	時期
前月分の状況報告書	毎月 10 日
前月分の訓練促進給付金請求書	毎月 10 日
養成機関の発行する在籍証明書（支給申請月に発行されたもの）	4月, 7月, 10月, 1月

(2) 支給要件に該当しなくなったとき（資格喪失の手続き）

「結婚等でひとり親家庭でなくなった」「修業を取りやめた」「岡山市から転出した」などの場合は、必ず 14 日以内にお住まいの福祉事務所で、資格喪失の手続きをしてください。手続きが遅れると返納金が発生する場合があります。

【支給要件に該当しなくなったとき提出する書類】	全員	締切日
資格喪失届	○	14 日以内

■ 年度更新の手続き（継続者）

翌年度に引き続き給付金の支給を受ける場合には、4月に更新手続きが必要です。

【継続時】必要書類	児童扶養手当受給者	その他の方
「母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書」	◎	◎
申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本（抄本） ※1	○	○
世帯全員の住民票（省略のないもの） ※1	○	○
児童扶養手当証書の写し	○	—
「養育費に関する申告書」	—	○
申請社の前々年もしくは 3 年前の所得額がわかる課税証明書 ※1 ※2	○	○
申請者と同じ世帯の方（※3）の課税証明書 ※1 ※2（※4）	○	○
養成機関発行の在籍証明書（申請月発行のもの）	◎	◎
養成機関発行の単位取得証明書	◎	◎
養成機関の年間スケジュールの写し（夏休み等休暇期間のわかるもの）	◎	◎
「生活状況・修業調書」（母子・父子自立支援員が作成）	◎	◎

※1…おおむね申請前 1 ヶ月以内に交付されたもの。1 か月以内に交付された戸籍謄本（抄本）等を既に提出している場合は省略可

※2…前々年の所得が児童扶養手当受給相当の水準を超えている場合は 3 年前の所得の額が分かるもの。

※3…扶養義務者（三親等内の「直系血族および兄弟姉妹」）のうち、申請者と生計同一の者をいう。住民票上の世帯が別でも生活上の家計に一体性がある者は含まれる。

※4…継続更新時（4月）の前年度の課税状況を証明できるもの。

■ 「修了支援給付金」の申請手続き

養成機関をご卒業された際には、卒業日から 30 日以内に申請手続きをしてください。

【修了支援給付金】必要書類	児童扶養手当受給者	その他の方
「母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書」	◎	◎
「母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業利用計画書②」	◎	◎
申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本（抄本） ※1 ※2	◎	◎
世帯全員の住民票（省略のないもの） ※1 ※3	○	○
児童扶養手当証書の写し	○	—
申請者の前年の所得額が分かる所得証明書 ※4 ※5	○	○
「養育費に関する申告書」（様式第2号）	—	○
申請者と同じ世帯の方（※7）の課税証明書 ※4 ※5（※6）	○	○
養成機関の修了証明書又は卒業証書の写し	◎	◎
生活状況・修業調書（母子自立支援員が作成）	◎	◎

- ※1) おおむね申請前1ヶ月以内に交付されたもの。
- ※2) 修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。
- ※3) 修了日における状況を証明できるものに限る。
- ※4) 1月から7月の間に申請する場合は前々年中の所得の額が分かるもの
(例) 令和4年4月に申請する場合は、令和4年中の所得が分かるもの
- ※5) 岡山市に課税資料がない場合は省略不可。
- ※6) 修了日の属する年度の課税状況を証明できるものに限る。
- ※7) 扶養義務者(三親等内の「直系血族および兄弟姉妹」)のうち、申請者と生計同一の者をいう。住民票上の世帯が別でも生活上の家計に一体性がある者は含まれる。

■ 資格取得・就業等の報告

「母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業利用計画書②」は、養成機関の修業により取得した資格及び当該資格による就労について記載し、まだ資格取得等していない場合は予定を記載し、修了支援金の申請時に給付申請書とともに提出してください。

予定を記載した方については、資格取得及び就労が決まった時点で再度計画書②を提出してください。

この制度全体についてのお問い合わせは、

岡山市こども福祉課(岡山市北区大供 1-1-1 TEL086-803-1221)へ

申請手続き、給付手続きなどは住所地の福祉事務所の母子・父子自立支援員まで

あなたの母子・父子自立支援員は _____ (毎週 _____ 曜日は不在) です。

相談窓口(住所地の福祉事務所の母子・父子自立支援員が担当です)

北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町一丁目 1-1	803-1824
北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成二丁目 6-33	251-6521
中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町 11-47	901-1234
東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中二丁目 16-33	944-0131
南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾 880-1	281-9652
南区南福祉事務所	岡山市南区福田 690-1	261-7127

R6.10 こども福祉課作成